



訴 状

平成13年 7 月16日

東京地方裁判所 御中

弁護士	尾	山	宏
同	小	野 寺	利 孝
同	大	森	典 子
同	中	野	比 登 志
同	坂	口	禎 彦
同	杉	浦	ひ と み
同	土	生	照 子
同	鳥	海	準
同	依	田	公 一
同	坏		由 美 子

外

当事者及び代理人

別紙当事者目録及び代理人目録記載のとおり

目 次

請求の趣旨 3 頁

請求の原因

同第 1 本件を始めとする戦争責任訴訟の意義 3 頁

同第 2 本件訴訟の目的と構造 7 頁

同第 3 15 年戦争と日本軍の加害行為の概観 9 頁

同第 4 日本軍の海南島侵略と支配 10 頁

同第 5 原告らの受けた被害事実 13 頁

同第 6 原告らの被った被害 30 頁

同第 7 被告の責任 32 頁

1 民法 723 条 1 項の責任 32 頁

2 国家賠償法上の責任 32 頁

謝罪文交付等請求事件

訴訟物の価額 金 2,955 万 7,650 円

貼用印紙額金 訴訟救助申立

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、各原告に対し、別紙記載の謝罪文をそれぞれ交付せよ。
 - 2 (1項に対する予備的請求)
被告は、原告らに対し、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞の各朝刊の全国版下段広告欄に2段抜きで、別紙記載の謝罪広告を、見出し及び被告の名は4号活字をもって、その他は5号活字をもって一回掲載せよ
 - 3 被告は各原告に対し金300万円及びこれに対する本訴状送達の翌日より支払済みに至るまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決及び仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 本件を始めとする戦争責任訴訟の意義

1 はじめに

本件を始めとする戦争責任訴訟に対しては、なぜ50年以上もたつて提訴なのか、このような訴訟で原告が求めている請求に応じては次々と同種訴訟が提訴され、財政困難な我が国をさらに追いつめるのではないか、など種々の戸惑いもあるであろう。担当する裁判所にも同じような思いがあるのではなかろうかと思われる。

これらの疑問に対して、二つの観点からその意義を述べたい。

2 人権救済と日本の国際的地位確立の見地から

- (1) 新聞等で報ぜられているように、第二次大戦中のナチス政権下で強制労働に従事させられた人々に対し、アメリカ国内で提訴された集団訴訟をきっかけとして一昨年12月、ドイツ政府とドイツの企業が合計で100億マルクを超える金を拠出して基金を作り、被害者への補償を行うことが関係者の間で合意された。

ひきつづきアメリカに籍を置く日本企業に対してもすでに数十件の訴訟が提訴され、年内に100件を超すだろうといわれている。

またベルギーでは大量虐殺や戦争犯罪などをベルギー国内で裁くことのできる「人道違反法」に基づいた提訴が相次いでいるという（2000年1月10日朝日新聞）。これはジェノサイド条約、戦争犯罪を禁じたジュネーブ4条約と追加議定書、国際刑事裁判所設立条約を基本とし、これらの国際法に盛られた違法行為を「主権に優先する人類全体に対するものと位置づけ」刑を課すということを目的としている。

このような最近の世界各国での動きは、決して突然生じたものではなく、人類が人道に対する罪を根絶しようとして営々と努力してきた結果の一つである。それは今なお武力紛争下のユーゴで、ルワンダで、そしてその他のあらゆる地域でくり返し女性等に対する暴力がくり返されているのを見すえ、この歴史のくり返しを何とか断ち切るために人類が到達した一つの結論だといってよい。すなわち過去の不正義による人間の尊厳を回復し、責任者を処罰すること、それがいかに過去のことであろうと、その不正義で苦しんである人がいるかぎり、その正義を回復することなくして人類の進歩はあり得ないという確信に基づくものである。

- (2) 本件を始めとする戦争責任訴訟で問題としている日本軍の行為も、国際社会がこうした目的のために取り組んできた人道に対する非人間的戦争行為の一つである。

国際社会はくり返し日本政府に対し、明確に法的責任を認め、謝罪と賠償を行うこと、さらに責任者の処罰を行うよう求めてきた。上記の確信に基づき国連の場で、あるいはILOの場で、くり返し具体的な国際社会の要求として、謝罪と賠償を行うべきことが日本政府に対して求められてきた。

日本が第二次世界大戦中に行った数々の犯罪行為、なかんずく本件の如き性犯罪の責任追求はもはや免れ得ぬ状況にきているのである。本件を始めとする戦争責任訴訟は、この国際社会が到達した人権のレベルあるいは人道の水準に日本社会、とりわけ人権の最後の

とりである日本の司法が到達しているのかどうかを問うものなのである。

ちなみに国連人権委員会差別防止少数者保護小委員会第50会期に提出されたゲイ・マクドゥーガル報告では山口地裁下関支部の1998年4月27日の判決が高く評価されている。

3 在中日本人および日本資産の安全確保の見地から

(1) 中国人の被害感情の現存と日本人の無知

ア 話を日中15年戦争（一般にいう太平洋戦争）に限定して進めるが、この戦争における中国人の被害は、死者が800万人、死傷者は2,000万人に上るといわれている（最近では3,500万人という数字もいわれている）。当時の中国の人口は、4億数千万程度であったから、全人口の4パーセント強の人（それも多くは一般市民）が外国から侵入してきた軍隊により、それまで平和裡に暮らしてきた自分の居住地で殺傷されたことになる。右とあわせて多数の強姦、拉致、放火、強盗が行われているので、その被害は筆舌に尽くしがたく、当然、被害感情も非常に深刻なものがある。

中国人はこのような被害感情を日本人に対しあからさまに顕すことはめったにない。その理由は、本当のことは、余程信用できる人にしか明かさないと彼らの特性と、効果の生じないときはいわないという現実主義にあると考えられるが、被害感情はいまなお厳然と存在し、機会を得れば一気に吹き出す状況にある。最近の例として、先日ユーゴスラビア中国大使館に対する誤爆事件に対する反対ビラをめぐって、浙江大学で発生した日本人学生つるし上げ事件がある。抗議ビラにサッカーボールがあたったというささいなことをきっかけに30人の日本人留学生が1,000人の中国人学生に弾劾されたものであるが、新聞報道によると、「日本人なら死んであやまれ」との声があびせられた由である。その底流に戦争被害感情があり、それが一気に爆発したと見

るべきであろう。

イ　ところで日本人は、市民、企業家、政治家を含めて、殆ど中国人の被害感情のこのすさまじさを知っていない。もともと中国人から直接被害感情をきく場合が少ないうえ、南京虐殺はなかったなどといって被害そのものの存在を否定する人すらいる有様で、被害事実の認識のない人が多いうえ、これを認識している人でも日中共同声明等により問題解決し、国民の被害感情は相当に低減したものと考えているからである。

しかし日中共同声明等により一般市民の被害感情が慰藉され、鎮められたことはない。勿論、右をうけて政府から右に向って具体的行為、例えば被害者に対する金銭交付等がなされたことはなく、相変わらず日本侵略の事実について教育現場で教え、中曾根発言等を契機にしてこれが更に強化された。

(2) 日中関係の脆弱性と日本の中国に対する経済進出

ア　右のような状況下、日中関係の実態は非常に不安定かつ脆弱なものである。例えば大海にうかぶガラスの船のようなもので、何時転覆してもおかしくないものなのである（前記の浙江大学の事件が、本来中国に親しみをもっていたはずの日本人留学生に対しなされたことが、このことを如実に物語る）。

イ　しかるに日本の指導層は、これを鋼鉄の船と軽信し、何らの安全策を講じぬまま、すさまじいいきおいで経済進出を推し進めている。資本形態も当初は委託加工や合弁の形をとっていたが、最近単独資本、いわゆる独資が多くなり、また事業内容もアパレル、食品から家電、自動車等に拡大してきた。投資案件数・額のすさまじい拡大はいわずもがなのことである。

ウ　しかしこれは非常に危険なことなのである。近い将来日本の進出企業と中国市民、あるいは企業との間で労働事件、合弁契約問題、企業間紛争等様々なトラブルが多発するであろうが、その時、有形無形に戦争被害問題が出てくることは確実だからである。日

本側はこれに対してどのような対応がとれるであろうか。そのような局面で国家無答責、除斥期間をいうことは、嘲笑とさらなる激昂の原因をもたらす。中国側を納得させる材料には全くなならない。日本側は、そのような時にも通用する方法を一日も早く確立しておかなければならない。そしてその方法とは戦後補償の完全解決以外にないのである。

日本の企業は、外国に進出する時、インフラ整備を重視する。道路、通信等の整備は勿論重要なことである。しかし中国進出に際して最重要のインフラは中国市民の戦争被害感情を低減させることなのである。

3 結論

本件を始めとする戦争責任訴訟は、以上のように多面的な意義を有している。

人権擁護の思想から解決すべきが本来であるが、仮に日本の国益を守るという立場に立っても、一刻も早く完全なる被害回復を図るべき問題なのである。

最近、自由主義史観なるものが日本国あるいは民族の利益保護という視点から日本軍の性犯罪の不存在の主張を展開しているが、彼らの行為は先に述べたように、ようやく浮いているガラスの船の底にさらに穴を穿つが如き行為で、船上にある彼らのいう日本国あるいは民族の利益を海底の藻屑としようとする行為である。

主張自体、自己矛盾しているとともに日本国および日本民族に対する背信というべきものである。

第2 本件訴訟の目的と構造

- 1 以上述べたところによれば原告らに対しては、まず性暴力行為から直接的に生じた損害が補償されるべきである。そしてさらにまた右から二次的あるいは後発的に生じた損害が補償されるべきである。
- 2 ところで、従前、戦争責任を問う裁判においては右の各損害の補償が求められてきたが、本件訴訟においては請求を後者のさらにその一

部である名誉回復に関するものに限定することにした。その理由は以下のとおりである。

- (1) 今日までの先行事件、とりわけ性暴力被害者救済事件における各判決を見て、裁判所に本件原告らが被った全損害の回復を認める判決を期待することは非常に困難であると考えざるを得ない。

他方、国会においては少なからぬ議員が戦時における性暴力被害者の救済のための立法に賛同し、既に上呈段階まで進んでおり、右により全き救済を図る可能性がでてきた。

従って、原告らは、日本軍の性暴力行為によって被った直接的損害の補償の実現は、国会における立法による救済を促進することにより目指すことを決断した。

- (2) しかしそれにも拘らず、少なくとも名誉回復に関する損害の回復についてはなお司法による救済によることにした。なぜなら

①原告らは、後に詳述するように全く強制的に拉致・強姦され自からに何の非もないに拘らず、戦後の人生において日本軍相手に売春をしたものとして地域社会（場合によっては家族にすら）に冷たい対応をされる立場に置かれた。これは、戦後日本が、原告らに行った加害の事実を隠蔽し続け、謝罪を行うことなく原告らを放置し続けた結果である。本件原告らは、身の潔白を証明する方法も知らず、名誉を回復されぬまま今なお苦しみ続けているのである。

かかる状態を座視することはいかなる観点からも許されず、この損害の発生は直ちに阻止せねばならない。原告らはいずれも70才代後半にあり、当地の寿命からいえば余命いくばくもない状況にある。同人達がこの世を辞すにあたり、自らの人生に満足し、安らかな気持ちになることを図るのは加害者本人である日本国が最低限なさねばならないことなのである。

②そしてこの実現は、裁判制度で十分対応できる。立法・行政への介入を意識する必要もないし、またこの実現を図る判決を出すことは、現行法制上も左程の困難をともしない。即ち、個別救済は

裁判制度の本分であり、また右においては時効・除斥も国家無答責も問題とならず、裁判所において原告を救済する判決を出すことは、一般的民事事件と同程度の決断でこれをなし得ると考えるからである。

③しかして原告らは、自らが被った被害の一部の回復、つまり自らの潔白の証明と名誉回復を求めて本件訴訟の提起をすることにしたものである。

第3 15年戦争と日本軍の加害行為の概観

1 日本の侵略行為の概観

(1) 1931年9月18日、関東軍は自から仕組んだ柳条溝の満鉄線大爆破を中国軍のしわざといつわって、これに攻撃をしかけ、翌19日中に満鉄線沿線を制圧した。以後、満洲国カイライ政権を樹立して、東北三省を植民地となし、以下のとおりの植民地支配を行った。

- ① 米穀の一元的統制と大豆、豆粕、豆油の強制買収
- ② 日本人移民農民のため、中国農民の土地の強制収用
- ③ 満洲国「国兵法」にもとづく徴兵、同「国民勤労奉公法」にもとづく徴用
- ④ 満洲国「治安維持法」にもとづく思想弾圧
- ⑤ 抗日独立運動の弾圧

(2) その後、日本は冀東防共自治政府の樹立（1935年11月25日、河北省通州）、内蒙独立工作（1936年）、中華民国臨時政府の樹立（1937年12月24日、北平）、汪精衛首班の中華民国国民政府の樹立（1940年3月30日、南京）等を行いながら華北から華中、さらに華南への軍事占領を進めた。

この間の主たる事件としては以下の如きものが記される。

- ① 1937年 7月 7日 盧 溝 橋 事 件
- ② " 8月13日 第二次上海事変
- ③ " 12月13日 南 京 占 領

- ④ 1938年10月21日 広州占領
- ⑤ “ 10月27日 武漢占領
- ⑥ 1941年12月 8日 上海租界接收

2 中国の戦争被害の概観

上述の侵略行為により中国が被った損害はあまりに甚大かつ複雑多岐にわたり、到底その全体を正確に記すことはできない。中華民国政府の資料によれば、東北三省および解放区を除いた地区（国民党の支配地区）において1937年から1945年の間に、中国軍死者1,319,958人、戦傷者1,743,335人、全体死者は最低でも10,000,000人、財産的損害は556億米ドルというものであり、また一般人の死傷者18,000,000人、財産的損害600億米ドルという説もある。この外に徴兵、徴用、強制連行、従軍慰安婦、難民、日本文化（言語、宗教等）の強制、文化財の略奪等の損害もある。損害の種類は、①植民地収奪政策による被害②軍事行動による軍事的被害③軍事行動による民間被害に大別されようが、いずれについても我々が現在把握できているのは、中国が被った損害の極めて僅少な部分であることを銘記しなければならない。

第4 日本軍の海南島侵略と支配

- 1 海南島は、中国地方、東シナ海洋上に浮かぶ面積3万4000平方キロメートル（ほぼ台湾程度の広さ）の島である。中国辺境の地で未開発地域ではあったが鉱物資源が豊富であったことから、日本海軍は、軍需資源という点で関心を抱いていた。

また、海南島は当時、英領マレー、仏領インドシナ、蘭領インドネシア、フィリピンに進出するためには、その重要拠点に位置する島でもあった。

他方、フランスは、フランス領インドシナ連邦を1887年樹立し植民地化を達成した。1899年には海南島対岸の雷州半島の広州湾租借条約を清に迫って締結し海南島一帯をその勢力範囲とみなしていた。

2 1936年8月、日本軍は北海事件（広東省西部の北海で旧一九路軍によって日本人居留民が殺された事件）に際し、海軍が広東にあった砲艦嵯峨を海南島北部の海口に進出させ待機させるとともに、巡洋艦夕張、玉磨、駆逐艦五隻などからなる南遣部隊を編成し海口に集結させた。

これが、日本海軍が海南島に南進の基地として行動を起こした最初のことである。

その後、1938年広東攻略作戦が大本営にて決定され、陸軍は第二軍、南軍は第五艦隊によって10月にこれを実行したが、海南島攻略は、広東攻略後に具体的課題として問題となる。

3 ただ、海南島攻略については、陸軍と海軍の間に権益上の争いが起こり不協和音が存在したことから、攻略が決定されるのは少し遅れ1939年1月13日の御前会議のこととなった。

また、1月19日付大陸命第265号では、「大本営ハ南支那ニ対スル航空作戦及ビ封鎖作戦ノ基地設定ノ為海南島要部ノ攻略ヲ企図ス」と極めて限定した形で作戦目的が示された。

海南島攻略作戦は陸軍の飯田支隊（台湾混成旅団長飯田祥次郎少将の指揮する同旅団を基幹とする部隊）と海軍第五艦隊（司令長官近藤信竹中将）によって実施された。

右作戦は陸海軍協同で海南島北部の海口を攻略し、海軍単独で三亜、榆林を占領するというものであった。

4 1939年2月10日、陸軍飯田支隊は、海口を占領、海軍の陸戦隊は2月13日、三亜、榆林、崖県などを占領した。

海南島にあった中国の正規軍は、日本軍上陸作戦前に本土に脱出していたので、日本軍の海南島占領自体は難なく成功した。しかし、その後、海軍は占領後の治安維持のために海南島における「三光作戦」たる「Y作戦」を日常的に実施せざるを得なくなるのである。

海軍は海南島占領と同時に大四根坳地隊（司令官太田泰道少将）三亜に進出させ、海軍基地を設定するとともに、占領地域を同島内部に

広げることとなる。

5 日本軍の海南島支配

日本海軍は、海南島の鉱物資源を開発すべく準備を開始した。

1939年4月21日には、陸、海、外三大臣間で「海南島政務暫定処理要綱」が決定され、海軍を中心に独占的支配が進行した。

1939年11月15日、海軍は第四根拠地隊を改編強化し海南島根拠地隊を編成し、その下に、第一五防備隊、第一六防備隊、横須賀鎮守府第四特別陸戦隊を置いて、党内を分割占領した。

また、第五艦隊情報部を、同日付けで海南島海軍特務部に改編し、占領地行政の実務を担当させた。海軍の指導下に日本企業も続々進出し、石原産業の田独、日本窒素の石碌などの鉄鋼山開発が急速に進められた。

6 その後、海南島の治安維持と開発を海軍が進めると、陸軍は兵力を縮小し、海口支隊だけとなり、海軍が海南島の治安維持と開発の全てを担当することとなる。

陸軍兵力の縮小に対し海軍は兵力を増強するが、中国側は保安団など由来兵力の外に共産軍の活動が次第に活発になっていった。そこで海南島根拠地隊は、共産軍を対象とした「Y作戦」の実行を断続的に実行することとなる。

また、日本軍は、北部仏印進駐にはじまる南進の基地としての重要性が大きくなったことにより、1941年4月10日、海南島根拠地隊を昇格させ、海南島警備府を新設した。

7 日本軍は、島内における反日本軍勢力の討伐のために「Y作戦」、「Y2作戦」、「Y3作戦」と相次いで実行したが、海軍は陸軍とは違い、ゲリラ活動と戦う治安肅正作戦に慣れず苦戦を強いられた。「Y作戦」は、45年の「Y9作戦」まで毎年のように実行されることとなる。

右の討伐作戦は、「海南警備府戦闘詳報」、「横須賀鎮守府第四特別戦隊Y8作戦戦闘詳報」等に実情を窺い知ることができるが、その

実態は、日本陸軍が中国本土において実行していたいわゆる「三光作戦」の再現に他ならなかった。「焼き尽くし、奪い尽くし、殺し尽くす」三光作戦が海南島では海軍において実行され、住民に対する殺戮が進められるのである。

- 8 日本海軍の海南島占領は、開発のため多数の日本企業を誘致するとともに、治安確保のため極端な兵力の分散配置を行い、台湾総督府と連携し、海軍警察隊を編成、設置したが繰り返された「Y作戦」は日常不断の「三光作戦」に他ならず、民衆を敵に回す以外の何らの効果も挙げ得なかった。

第5 原告らの受けた被害事実

1 原告黄有良について

(1) 身分関係

原告黄有良は1928年1月（民暦16年陰暦12月）、陵水县黎次峒架馬村に生まれた。黎族の女性である。

当時は両親と妹の4大家族で、母は原告黄有良が10才の時失明し、父親が一人で農業を営み、生活は貧しかった。

(2) 連行の経緯

ア 原告黄有良が14才の時、田で稲を運ぶ準備をするために村から出ようとした時、突然10名程の日本兵が来た。日本語は分からなかったが「待て」というようなことをいったので、驚いて全力で駆けて逃げたが、日本兵に追いかけて捕まってしまった。もう1人の日本兵が何かいったが、原告黄有良には分からなかった。1人の日本兵が原告黄有良の後ろから抱きつき胸を触ったり、もんだりし、さらに着物を脱がそうとし、後ろから性器を押しつけた。他の日本兵は傍で大笑いをして見ていた。原告黄有良が胸に触っている日本兵の手に噛みついたところ、銃剣を抜いて斬りつけようとした。その時、士官らしい男が来て大声で何かいい、他の日本兵はその場から立ち去った。

その後、士官らしい男が原告黄有良に抱きつくなどしたので、

原告黄有良は夢中で逃れて家に逃げたが、その日本兵が、家まで付いてきていて原告黄有良を乱暴に押さえつけて服を引き裂き強姦した。

イ その日本兵が去った後、原告黄有良は恐ろしさに隣家に隠れていたが、翌日、強姦した士官が数名の兵を連れて家に原告黄有良を探しにやってきて、居ないと知ると父親を腹這いにさせて何度も殴ったので、原告黄有良は放っておくことができず、家に戻ったところ、再び強姦された。

ウ そして日本軍の駐屯地に連行され、兵舎の傍の建物に住まわされた。

(3) 被害状況

ア 原告黄有良は昼は日本兵のため米を搗いたり、掃除や洗濯の雑用をさせられ、夜は毎日、日本兵により強姦された。

建物にはゴザをひいた木のベッドが置かれ、連行されてきた女性5、6人がおり、原告黄有良は多いときは5、6人の日本兵により強姦された。

イ そこに1年程おかれた後、トラックに乗せられ藤橋（注：地名）に連れていかれた。

藤橋には日本軍の大きな部隊が駐屯しており、軍営の近くの建物に住まわされた。それはレンガ造りの2階建の家屋でベッドがおいてあり、5人の女性がいた。

ここでは、昼も夜も日本兵がきて、強姦され、時には3人によって同時に強姦されたこともあった。日本兵は部屋に来るときも刀や銃をもっているため抵抗することはできなかった。

与えられる食事も充分ではなく、風呂はなく、時々、日本兵に連れられ藤橋河で水浴をさせられた。

逃げたいと思ったが、藤橋で漢族の若い女性が逃亡したが、日本兵に捕まり、半殺しにされたのを見て逃げることを諦め、性暴力行為に耐える他なかった。

生理の時も容赦なく強姦された。金を支払われたことはただ一度もなく、避妊の薬も与えられなかった。

(4) 解放

ア 藤橋に連行され1年位たった頃、原告黄有良と同じ村の黄文昌が藤橋にきて、原告黄有良に「お前の父親が死んだから帰ってこい」と告げた。原告黄有良は余りの驚きと悲しさに大声で泣き、黄文昌は漢語が話せたので日本軍の士官に葬式のために帰してやって欲しいと頼んだ。最初は許されなかったが、原告黄有良と黄文昌が地面に跪き頭をすりつけて何度も懇願し、ようやく許されて帰宅できた。

帰宅してはじめて父は生きており、死んだというのは原告黄有良を救いだすための嘘であったことを知ったが、再び日本兵に連行されることを恐れ、翌早朝、父と黄文昌が村はずれに原告黄有良のための墓をつくり一家で現在の保亭県に逃げた。

後で日本軍が連れ戻しにきたが、近所の人が原告黄有良は、父の死を悲しみ自殺したとして墓を見せたので諦めて帰った。

(5) 原告黄有良の受けた人権侵害

ア 原告黄有良は14才の未成熟な年齢で日本兵により抵抗不能な状態で強姦され、さらに連行されて2年余もの間、多数の日本兵による性暴力を受けた。

イ また今でも強姦されたときのことをよく思い出して自殺したくなることがある。

ウ 原告黄有良は、日本の敗戦により村に帰り、結婚し5人の子を設けたが、隣人は原告黄有良が日本軍の性の対象となっていたことを知っていて、子や孫が喧嘩をすると「お前のお婆さんは日本人の女だった」と悪口をいわれることがある。また夫婦喧嘩の際は夫すら「むかしお前は売春婦だった」ということもある。

2 原告陳垂扁について

(1) 身分関係

原告陳亜扁は、1928年1月（民暦16年陰暦12月）陵水県租関鎮租関村委員会租孝村で生まれた。黎族の女性である。

当時、原告陳亜扁は両親と兄、姉の5人家族で農業をしていた。

(2) 連行の経緯

14才の時、日本兵が村にやって来た。その年の11月か12月の寒い頃、通訳と日本兵2、3人が銃を下げてやって来て、炊き出しをさせるためといって原告陳亜扁を駐屯地へ連れていった。そのとき、甲長（村長）と通訳は、「もし行かなければ両親が殴られたり、逮捕される」といったので原告陳亜扁は逆らうこともできなかった。

(3) 被害状況

ア 駐屯地へ連れて行かれて監禁され、日本兵に強姦された。駐屯地には他に2才年上の陳亜妹という原告陳亜扁の一族の娘も連れてこられたが、同人も強姦された。

イ このような状態が3ヶ月ほどつづいたある日の午後、日本軍のカーキ色の大きなトラックが来て、原告陳亜扁は藤橋に連行された。団兵4人が銃を持ち、原告陳亜扁を車に無理矢理乗せようとしたが、抵抗した原告陳亜扁に対し、団長は、「日本軍大隊長の命令で連れていき、大人になったら日本に連れていく」といった。原告陳亜扁は行かされるのは怖かったが、逆らえないままにこの車に乗せられた。

藤橋では、レンガ造りの2階建て中は板敷きになっている家の2階に住まわされた。藤橋へ連れて行かれた晩、2人の日本兵が2階に来て、1人が原告陳亜扁を押し倒し強姦し、その後もう1人も原告陳亜扁を強姦した。怖くて辛くて泣いて抵抗すると2人からビンタを食らわされて、抵抗する度に殴られた。その後も毎日のように日本兵がやってきて原告陳亜扁を強姦した。毎回、短銃を下げて来ており、ことが済むとさっさと出ていった。原告陳亜扁は毎日泣き、食欲もなかった。日本兵に強姦されてから、一

日中からだが痛くて、辛くてならなかった。

普段は部屋の外から鍵がかけられており、昼間も家から出ることとはできず、食事は日本兵が運んできたが、食欲はなくほとんど食べられなかった。原告陳亜扁は家の中で自由に歩くことも許されなかった。階段には扉があり、これは普段、閉まっていて自由に降りることもできなかった。毎日運ばれる水で、原告陳亜扁は体を洗わされた。排泄は、室内で盥（たらい）の中にさせられ、毎日中国人が盥の尿を捨てていた。藤橋に来てからは、黎族のタイトスカートをはくのを禁じられ、前開きの白の上着と青いスカートを着させられ、見た目は漢民族のようにさせられた。

ウ 約3ヶ月間このような生活が続き、団長と通訳がトラックで原告陳亜扁を引き取りにきて、元の駐屯地に戻された。そしてまた強姦され続けた。

(4) 原告陳亜扁の受けた人権侵害

ア 原告陳亜扁は14才の未成熟な年齢で約3年間強姦され続けた。右は少しでも抵抗すると殴る、押し倒すの暴力をふるわれるもので典型的な性暴力というべきものである。

イ また今でも強姦されたときのことを思い出し、泣き出したり、めまいがし、見知らぬ男性に会うと恐怖感が走る。

ウ 26才で、結婚することができたが、強姦され続けたからか、なかなか子供ができず、9回妊娠して8回流産し、ようやく女子一人を得たのみである。

隣人は原告陳亜扁が日本軍の性の対象となったことを知っており、なおいわれなきべっ視がある。

3 原告譚亜洞について

(1) 身分関係

原告譚亜洞は保亭県南林郷番親村に年に生まれた。黎族の女性である。

家族は、両親と姉妹の4人であった。

(2) 連行の経緯

原告譚亜洞が16か17才の頃、日本軍がやってきた。

原告譚亜洞は労働者として徴用され、その2～3日後に戦地後勤服務隊に選ばれた。このとき譚玉蓮、李亜遇、譚亜細も一緒に選ばれた。

(3) 被害状況

ア 6、7日後、戦地後勤服務隊に選ばれた原告譚亜洞と他の女性たちは日本兵が獮にいくのに同行させられた。このとき山の奥で原告譚亜洞は強姦された。泣き叫んだが、殴られ銃で脅されたため、殺されるかもしれないとの恐怖感にかられ、それ以上の抵抗はできなかった。

駐屯地に戻ったが、強姦されたことは誰にもいえなかった。

イ その後も駐屯地に監禁され、昼間は洗濯、裁縫、炊事等をさせられ、夜は日本兵が部屋にきて強姦した。部屋は茅葺きの掘っ建て小屋に間仕切りをしたものであった。生理中でもかまわず強姦された。

ウ その後、什漏や大村に移動させられたが、それまでと同様、強姦され続けた。

エ このように強姦され続けていた間で、同じような立場であった女性が殺されたことがある。彼女は妊娠したため殺された。日本兵は生きたまま腹部を切り裂き、胎児を取り出し原告譚亜洞らに見せたのである。

(4) 解放

1945年、日本軍が降伏し、ようやく解放された。

(5) 原告譚亜洞のうけた人権侵害

ア 原告譚亜洞は以上のように長期間にわたり抵抗不能の状況下で強姦され続けた。右は見せしめとして同じような立場のものを殺しながら日本軍が継続したもので、極めて卑劣なものであった。右により原告譚亜洞が被った身体的・精神的苦痛は筆舌に尽しが

たいものである。

イ 原告譚亜洞は、以上の経験を今でも思い出し、また夢にみて恐怖感にかられることがしばしばである。

ウ また日本軍の性の相手をしたということで隣人から、べっ視されている。

4 原告邓玉民について

(1) 身分関係

原告邓玉民は、毛感郷千龍洞苗村にて生まれた（正確な生年月日は不詳）。苗族の女性である。

(2) 連行の経緯

1943年頃、苗族のリーダー盧亜五は、原告邓玉民を含めた数人の娘を、自宅から約10キロメートル離れたところの保亭県城にあった日本軍の駐屯所の近くに連行し、毎日、数百斤の米をふるいにかける労働作業を行わせた。原告邓玉民が労働作業を行っていた場所には見張所があり、日本兵が歩哨し、皆、銃を所持していた。原告邓玉民を含め苗族の娘3人はその場所にある一つの部屋で暮らしをしていた。

(3) 被害状況

ア 原告邓玉民が、右場所に労働に行かされた翌日、通訳は、原告邓玉民を日本軍の駐屯地に連れて行き、1人の日本軍将校に会わせた。その通訳はすぐ去り、将校は原告邓玉民に対し、食料の倉庫の中に入るように命令し、原告邓玉民は抵抗したが、性的関係を迫り、強引に下半身や乳房を触り揉んだりし、恐怖心から叫び声を上げることもできない原告邓玉民を強姦した。原告邓玉民は、自分の部屋に戻ると、同居していた娘から何があったのかを尋ねられたが、ただ泣くしかできず何も事情を言うこともできなかった。その日から、原告邓玉民は将校に、ほとんど毎日、昼も夜も問わず、日本軍の駐屯地の一室で強姦された。

将校に強姦されて2ヶ月後の頃、通訳は、再び、原告邓玉民を

日本軍の駐屯地に連れて行った。原告邓玉民が中に入ると、前の将校とは別の背の高い2人の日本人将校が立っており、原告邓玉民は彼ら2人にも強姦された。

イ さらに、その数日後、また通訳が訪れ、別の日本軍の駐屯地に連れて行こうとしたことから、原告邓玉民は「いやだ」と言って拒絶したところ、通訳は、「おまえが行かなければおまえの家族を殺す」と脅迫し、原告邓玉民はやむなく涙を流しながらその通訳の後をついて行き、そこで、更に別の日本兵に強姦された。

ウ 原告邓玉民は、日本兵の度重なる強姦により、精神的にひどく苦しい生活を送らなければならないこととなった。生理は著しく不順となったが、妊娠はしなかった。原告邓玉民は、当時住んでいた場所から逃げ出そうと何度も考えたが、住んでいた所には日本軍の見張所があり、もし逃げ出せば殺されてしまうし、また逃げ帰ってもすぐに苗族のリーダーにみづかり戻るようにいわれることは間違いないことから、結局、逃げ出すことは断念せざるを得なかった。

エ 当時、日本軍の駐屯地に、時々、十数人の真っ赤な口紅をつけた和服を着た日本娘が来ると、日本兵はそこに行き、原告邓玉民らを強姦する回数は減少したが、その日本娘が去ると、再び、原告邓玉民らを強姦した。

(4) 解放

ア 原告邓玉民は約3年の間、保亭県城にいたが、原告邓玉民が遠くに連れて行かれることを恐れた父親は、原告邓玉民を田独に隠し、ほどなくして終戦を迎えた。

イ 1945年8月末、日本軍が慌しく荷物を運び出し去ると、原告邓玉民らを見張る者がいなくなったので、ようやく実家に戻ることができた。その後、1950年に結婚し、男1人、女3人、合計4人の子供を産んだ。

(5) 原告邓玉民の受けた人権侵害

ア 以上のように、原告邓玉民は、日本人将校ら日本兵により、幾度となく強姦をされ、身体および精神的に甚大な苦痛を受けた。

イ 今でも強姦された時のことを思い出し、動悸がしたり震えがくる。

ウ また隣人たちのいわれなきべっ視を受け名誉回復は未了である。

5 原告黄玉鳳について

(1) 身分関係

原告黄玉鳳は、保亭県加茂毛林村で生まれた。黎族の女性である。

(2) 連行の経緯

ア 日本軍は、1940年頃、保亭県城さらには原告黄玉鳳の右居住地も占領した。

イ 日本軍は1942年の末頃から道路建設や野菜、煙草栽培に付近住民を従事させた。

ウ 原告黄玉鳳も右労働に駆り出されていたが、1943年の後半、日本軍の協力者であった頼進興に、川べりへ連れていかれた。同人は、「日本軍の曹長が来るようにいっている。行かなければおまえを探し、殴り、家族をすべて殺す」といわれ、仕方なく、同所へ行ったものであった。

(3) 被害状況

ア 頼進興が同所を去ってから右の曹長が原告黄玉鳳を強姦し始めた。原告黄玉鳳はもともと日本軍に対する恐怖心があったことと、前述の頼進興の言葉があったので抵抗すれば殺されると思い、ただ泣くのが精一杯であり、抵抗することはできなかった。

イ その後も連日の如く呼び出され、昼は野外（労働先の山の奥等）で、また夜は日本娘房と呼ばれていた建物の中で強姦された。

ウ 右の如き状況は1945年6月、曹長がゲリラに殺害されるまで続した。

(4) 原告黄玉鳳の受けた人権侵害

ア 以上のように原告黄玉鳳は日本兵により長期間にわたり強姦され続け、身体的および精神的に甚大な苦痛を受けた。

イ また原告黄玉鳳は、今でも強姦された当時のことを突然思い出すことがある。とりわけ、原告黄玉鳳を最初に強姦した曹長によく似た顎髭の人間を見たときには、当時のことがよみがえる。また、当時のことを夢にも見る。

ウ 1951年に結婚したが子供は生まれなかった。日本軍に犯されたこと、子が生まれなかったことを夫から責め続けられた。

原告黄玉鳳には、子供ができなかったので他人の子供を育てたが、今では交流はない。

体調も不良で、老後の面倒を見てくれる者もなく、不安な日々を過ごしている。

6 原告林亜金について

(1) 身分関係

原告林亜金は、1924年に生まれた。黎族の女性である。

(2) 連行の経緯

原告林亜金が、17、18歳のとき、武器をもった日本兵8名に捕らえられて什浪村にある兵器工場に連行された。

日本兵は、原告林亜金を他の3人の女性とともに抗日ゲリラの所在を突き止めるという口実で連行した。

しかし、実際には、それは単なる口実にしかすぎなかった。というのもそのとき連行された者は女性だけであったからである。

(3) 被害状況

原告林亜金らは、別々に取り調べられたが、その際、原告林亜金らは日本兵に強姦された。

原告林亜金は、取調を口実に同女を取り囲んだ4人の兵に強姦された。

什浪村で監禁された大きな部屋には、間仕切りがされていた。原告林亜金ら4人だけがその部屋に入れられた。

原告林亜金は、什浪村で毎日2人から4、5人の日本兵に強姦され続けた。日本兵の強姦は生理の日も止まることはなかった。

1年4ヶ月程、什浪村で監禁・強姦された後、羅朋村に連行された原告林亜金は、その2ヶ月後にはさらに什漏村に連行された。什漏村では、原告林亜金は、専用の部屋に一人で入れられた。

原告林亜金は、2ヶ月後逃亡しようとして山の方ほうに逃げたが、すぐに見つかり捕まったうえ、拷問された。そのときの拷問で叩かれたところは、今でも雨が降ったり寒くなったりすると痛くなる。

什浪村で捕らえられ強姦されていたときは、原告林亜金にとってもっともつらい時期であった。毎日強姦が繰り返され、また与えられた食べ物は、1日、2回握り拳くらいの大きさのおにぎりだけであった。その米は日本軍が現地の農民から奪ったものであったが、その中のくず米を支給したものであった。さらにトイレは兵の監視付きで用を足すという屈辱的なものであった。

兵舎と原告林亜金らが収用されていた部屋は、わずか30メートル程度の距離しか離れておらず、監視台からライトをつけ見張られていたので、逃げることなど到底できるものではなかった。

(4) 解放

強姦を毎日繰り返される中で、原告林亜金は病気に罹って、全身の肌が黄色く腫れ上がり、日本兵は原告林亜金に何ら興味を示さなくなかった。

その結果、原告林亜金は自宅に戻れることとなった。

(5) 原告林亜金の受けた人権侵害

ア 原告林亜金は、強制連行され、強姦され続けた結果、筆舌につくしがたい苦痛を味わった。性的自由は侵害され、名誉も著しく侵害された。

のみならず、原告林亜金は、日本兵にしばしば力一杯の平手打ちを加えられ、その後遺症から今もなお耳なりが消えない。

イ 原告林亜金は、日本軍に連行され監禁・強姦されていた当時の

ことを今でもよく夢に見、突然思い出し恐怖に震え上がることも珍しくない。

ウ 戦後、原告林亜金は結婚したが、夫は結婚する前には原告林亜金が「慰安婦」とされた性暴力の被害者であったことを知らなかった。しかし、結婚6、7年後に、夫は原告林亜金の過去を知ることになった。夫は、その際は追求はしなかったものの、出稼ぎに行き家に帰らなくなってしまった（出稼ぎ先で死亡したということが後に判明したが、いつどこでどうして死亡したのか詳しいことは原告林亜金も知らない）。現在、原告林亜金は、義弟（夫の弟）の子ども達に身の回りの世話をしてもらい暮らしている。

さらに原告林亜金は、戦後、しばらくはよく隣人から「日本娘」、「汚い女」と陰口をたたかれ、差別された。これに対し原告林亜金は、泣きながら自分は銃剣の下に強制され強姦されたのであると身の潔白を訴えてきた。

7 原告譚玉蓮について

(1) 身分関係

原告譚玉蓮は、1925年、海南省保亭県南林郷南通村で生まれた。黎族の女性である。

(2) 連行の経緯

1943年の春、日本軍は南郷に入り藤橋から三道を経て南林までの道路敷設をした。また、南林の什君遇から南方に道路を造り、崖県の三依に至るようにして三亜まで通じた。南林には、日本軍の駐屯地と兵工場があった。

日本軍は道路建設に当たって、あらゆるところで労働者を捕まえていた。原告譚玉蓮は当時18才で徴用され労働者となり、南林の駐屯地に連れて行かれた。そして連行されたその日のうちに全員並ばされて、その中から原告譚玉蓮の他3人（譚亜洞、李亜遇、譚亜細）を含む4人の女性が、日本軍の「戦地後勤服務隊」に選ばれた。服務隊の仕事は、名目は塩汲みやご飯作り、洗濯ということだった。

(3) 被害状況

ア 原告譚玉蓮はこの南林で、戦地後勤服務隊に選ばれ、鳥撃ちの獵に行くということで服務隊の女性が日本兵に連れられ別々に山へ出かけた。しかし、日本軍は全く鳥を撃つ気配もなく山間に原告譚玉蓮を連れて行くと、中年の日本兵が原告譚玉蓮を何度も殴りつけた上で、原告譚玉蓮の服と筒状のスカートを脱がせてこれを地面に敷き、無理矢理、原告を押し倒し強姦した。原告譚玉蓮は下半身が痛くて泣きながら服を着ようとしていると、また突然若い日本兵が原告譚玉蓮に飛びかかり強姦した。原告譚玉蓮は山間で殺されるかもしれないという思いで、日本兵に反抗できずいいなりになっていた。ことが終わり、原告譚玉蓮はやっと服をつけることが許され、駐屯地に連れ帰られた。駐屯地に戻ると、他の「戦地後勤服務隊」の女性たちも相前後して戻ってきた。皆、目が赤く腫れ上がっていたが、誰も何もいわなかった。原告譚玉蓮も他の女性もそれぞれの身の上に何が起こったのか解っており、夕食も食べる気になれずただ黙って泣いていた。その夜、通訳がやってきて「逃げ出すことはできない。もし誰かが逃げ出せば他の者や家族を殺す」といわれたため、原告譚玉蓮は自分の家族が殺されるのではないかと、日本軍の思うままに動く“順民”になるほかなかった。ここでは報酬は全くもらわなかった。

イ 原告譚玉蓮らは、茅葺きの掘っ建て小屋に間仕切りをした個室に一人一人入れられていた。この建物の左には兵舎があり、右側には労働者たちが住んでいる建物があった。原告譚玉蓮らは翌日から、昼夜を問わず毎日平均4～5人の兵士に強姦された。原告譚玉蓮は乳房と下半身が痛くて辛くていつも泣いていた。生理中でもかまわず強姦された。

ウ 原告譚玉蓮は、この南林にいるときに凄惨な殺人事件を見せられた。それは、原告譚玉蓮と同じように日本兵から強姦をされていた別の駐屯地の女性（李垂細）が、妊娠したことから、日本兵

はその妊婦を後ろ手に縛り、麻酔も使わずに腹を割いて胎児を取り出し、まだ動いているその胎児とともに妊婦を脇に掘っておいた大きな穴に投げ込んで生き埋めにしたのである。そして、日本兵らはこの場に原告譚玉蓮らや他の労働者たちを何百人もを集め、威嚇砲を発し皆を静粛にさせてから、この光景を強いて見せたのである。原告譚玉蓮は、目を閉じていて詳しい状況は見えていなかったが、殺された李亜細は悲惨な声を出していた。このことは今思い起こして話すことも辛いことである。

エ 原告譚玉蓮はこの殺人現場を見た後、恐ろしくなり南林の駐屯地から逃げ出した。什漏という地を通過して、羅朋にある親戚の家へ逃げ込んだ。親戚の家で2ヶ月が過ぎ、もう大丈夫だと思って外へ出たところを日本兵に捉えられ、再び南林へ連れ戻された。

オ 南林では1年前と同じような強姦行為が続いた。しかし、ここでは原告譚玉蓮が病気になったことと、新しい女性が加わっていたことから、強姦行為は以前の時より少なくなった。南林では兵舎から100メートル位離れたところに茅葺きの家を造り、部屋は椰子の葉を編んだ間仕切りで区切られていた。

ここでは見張り台があったことと、南林駐屯地を作るときに周辺の民家が焼き払われ原告譚玉蓮の家も焼かれ、このときに両親も死んだので、逃げてもし方がなかった。

カ その後大村へ連れていかれ、ここで先の3人と再会した。他の3人も病気になっていた。原告譚玉蓮は全身がむくみ、皮膚はかさかさになって、下半身は自分の体でないように感じ、頭はくらくらしていた。「日本娘」と呼ばれる日本軍の軍妓がやってくると、原告譚玉蓮のところへは日本兵は来ず、やっと休むことができた。キ 大村では、食事は日本兵からはもらえず山菜を採って食べていた。食事を分けてくれといふとなぐられた。体調が悪くなると放っておかれ、薬はくれなかった。

(4) 解放

1945年半ばくらいになると、大村では日本軍は混乱しているようになり、この隙を見て譚亜洞、李亜遇、譚亜細は隙を見て逃げ出した（しかし1946年には李亜迈、譚亜細は亡くなった）。原告譚玉蓮は前述のとおり、逃げても仕方ないことから大村の拠点に残ったが、病気で寝込んでいたので、日本兵は相手にせず、近くに住む友人が来てくれた。そして、その後日本兵の目が届かなくなり、チャンスを見て逃げ出した。

(5) 原告譚玉蓮のうけた人権侵害

ア 原告譚玉蓮は抵抗すると殴られ、強姦された。背中を殴られた後は、今も痛く、毎日しっぶをしている。湿布をする度に、強姦されたことを思い出し、今も当時のことを忘れることができない。

イ 以上のように、原告は強姦されたときのこと、とりわけ最初に強姦した中年の男、次に関わった若い男のことは思い出したくないのに、よく思い出す。そして、非常に鮮明に思い出してしまう。この男たちに似た男を見ると恐怖心がわいてくる。鼓動が激しくなる。これらは思い出したくないのに思い出してしまう。思い出さないようにしている。

ウ 1952年結婚した。結婚当時、原告譚玉蓮は自分の過去を夫に告げることはできなかった。しかし、2～3年してやっと夫に告げた。

隣人で原告譚玉蓮のことを知っている年輩の者は、隠れて噂をしていた。

8 原告陳金玉について

(1) 身分関係

原告陳金玉は、黎族の女性である。

(2) 連行の経緯

原告陳金玉は、1941年初め、労働者を確保のために住民を捕らえていた傀儡軍に捕まり日本軍の駐屯地に強制連行された。その際、刀で左頬に2、3センチ程の傷をつけられた。後手に縛られた

うえ、加茂という地にあった日本軍の駐屯地に連行された。そこには、原告陳金玉の知人の原告黄玉鳳も連行されていた。

原告陳金玉は、煙草植えなどの農作業をさせられた。

その後、左顔面の傷が治った頃、原告陳金玉は、逃げ出し自宅に戻ったがすぐに日本兵が居ってきて娘を出さないと両親を殺すと脅かした。その結果原告陳金玉は、駐屯地に戻らざるを得なくなった。

(3) 被害状況

原告陳金玉は、最初に労働者として強制連行される際に刀傷を負わされたが、同女の被害はそれに止まるものではなかった。

原告陳金玉が駐屯地に連れ戻された日は大雨が降る寒い日のことであった。原告陳金玉の体は震えていた。

最初、「処罰」だということで、みんながいる前で指を立て四つんばいにさせられた。そして、日本兵が同女の腹の下に刀を置いて刃を上に向けた状態で長い時間停止させられた。原告陳金玉に対する拷問ともいふべき「処罰」を面前でおこなうことにより見せしめとしたのである。

やっと、その「処罰」が終わったと思われた後に本当の苦難が待ち受けていた。

原告陳金玉は濡れた衣服を着替え、洗濯をした直後に日本兵に犯された。「処罰」を行った兵士が同女を強姦したのである。このときが、原告陳金玉が強姦された最初のことであった。

原告陳金玉は、何とか逃げ出したかったが、日本兵が、「もしまた逃げたら両親を殺す。」と原告陳金玉を脅かしたことから、同人は逃げられないと覚悟した。

強姦されたその日、原告陳金玉は日本兵に仕事に従事する様指示され、煙草の葉につく虫取りなどの農作業をさせられることとなった。

原告陳金玉は、日本兵に拉致されたり騙されたりして集められ強制的に働かされていた労働者の集りである服務隊に入れられた。宿

舎は服務隊の宿舎が一杯だったことからその隣にある馬小屋があてがわれ、寝泊まりすることとなった。

原告陳金玉が、服務隊に入れられてから住まわされてきた馬小屋が兵舎にも近かったこともあり、頻繁に強姦されることとなった。

また原告陳金玉らの監禁中の食事は、多少の米を日本軍から支給されていた（といっても原告ら原告の住民から徴収したものである）が、おかずなどはなく野草や山菜を自分で探して食べていた。

(4) 解放

1945年6月ころ、原告陳金玉を強姦した曹長が抗日遊撃隊に殺害されたことから日本軍は混乱した。藤橋から多くの日本軍が加茂に抗日遊撃隊を討伐するためにやってきた。

原告陳金玉は、日本軍が混乱していたことから、このとき暗くなった後に加茂川を渡り家へ逃げ帰った。たまたま、そのときの保長が親切な人であったことから日本軍が追ってきたのを見ると原告陳金玉を山へ逃がしてくれた。

原告陳金玉は、逃げた先の番総村の男性と終戦後に結婚した。1950年に住まいを元の村に移した。

(5) 原告陳金玉の受けた人権侵害

ア 原告陳金玉が戦後50年以上も経った今も忘れられないことは、通訳と日本兵がきて強姦されたときのことである。24時間監視され決して逃げ出すことができない状況の下強姦は毎日繰り返された。将校や曹長が強姦を繰り返した。

イ 原告陳金玉は、現在でも当時のことを思い出そうとしなくても思い出すことがある。日本人という恐怖感が浮かんでくる。忘れられないのは、両手を縛られたうえ、胸を紫色になるまでもまれたことや、頬の刀傷、日本刀を下に置かれ腹這いをさせられた「処罰」のことである。

また、当時のことをしばしば夢にも見る。うなされて目がさめ、声をあげることにしばしばである。

ウ 原告陳の夫は、原告の被害の過去を結婚する以前から知っていた。当初、原告陳の夫は10歳以上も年上であったこともあり、同女は夫からあまり嫌な思いをさせられることはなかった。

しかし、夫は、子供ができてから何かと原告の被害の過去を気にするようになった。例えば、夫は原告陳に対し、「おまえは日本人に使われていた、日本人に捨てられたゴミだろう。それを私が使っている」「日本人は、私より早くおまえを食べちゃった」というようになった。このような侮蔑の言葉を投げかけられるたび、ますます苦しむことになる。また、当時のことを思い出し不眠状態になることもよくある。

第6 原告らの被った被害

1 性暴力行為により直接的に生じた損害

前述のとおり原告らは日本兵の直接的暴力あるいは脅迫により抵抗不能とされた下で長期間かつ多数回の強姦行為をされた。原告らはいずれも若いというよりもむしろ幼いというべき性経験もない女性であり、上記の行為により受けた精神的苦痛がいかばかりであったか想像を絶するものがある。

前述の理由で本訴訟においては右を慰藉する金員の請求はなさないが、被告国は、右の損害は本来金員で賄えぬ程、甚大なものであることを銘記すべきである。

2 PTSD（心的外傷後ストレス障害）による損害

(1) PTSDとは何か

PTSDとはPost-Traumatic Stress Disorderの略語であり、日本語では「心的外傷後ストレス障害」と訳されている。これはトラウマを受けた後に起こってくる精神障害のことである。

(2) PTSDの診断基準

PTSDが可視的な傷害でないことから診断が客観化されにくいいため、その診断基準の確立が進んできており、現在ICD-10もしくはDMS-4という国際基準が用いられている。これらによる

基準をきわめて簡略にあげると①誰にとっても極度の苦痛をもたらすような著しいストレスを受ける出来事・状況に遭遇する②ストレスの原因となったその出来事・状況の記憶が蘇ったり、再体験したりする③ストレスの原因と類似する状況から回避をはかろうとする④常にリラックスできない、緊張状態が続いている、というものである。

(3) PTSDが損害と認められるか

我が国においても、近時PTSDを損害として認めた裁判例は複数存在する。

(4) 原告らにPTSDの症状が見られるか

本件においては①原告らの全員が等理、監禁、暴行を受け14才から18才という年齢で強姦を繰り返し行われるなど、死ぬような苦痛を経験した②原告らは、当時の強姦の場面や抵抗して殴り殺されそうになった状況を60年近くを経た今日でも頻繁に夢に見る③事件に関わる場所、強姦した日本兵を思い起こす事物を避ける④事件に関する記憶について緊張状態が続いている、などの事実が存する。

右に、何よりPTSD研究がアメリカでのベトナム帰還兵と女性への性暴力被害者の問題から始まったという経緯を考えれば、原告らには典型的なPTSDの症状がみられるというべきである。

(5) なおPTSDは、心的外傷を受けた後にその予後が悪いためにストレスを感じ、これが障害の程度にまで至ったものである。原告らは、海南島への日本軍の進駐の際に拉致、監禁、暴行、強姦といった心的外傷を受け、PTSDに罹患した。しかし、その後もこの症状を緩解するための施策が施されず、心的外傷が癒されることのないまま日々が経過している。被害者にとってこのPTSDを緩解させるには侵害を加えた者が侵害事実を認めること、侵害事実の持つ意味を理解し謝罪することが不可欠である。これをせずに被害者らのPTSDを存続させることは、日々侵害を継続していることであ

り、精神的損害が日々発生し続けていることを意味する。

原告らは右についても本件訴訟において、これを請求しないが、被告国は以上による原告らの苦しみをこれまた肝に銘ずるべきである。

3 名誉の侵害

また原告らは、上述のとおり、全く抵抗不能な状況で日本兵に強姦されたに拘らず、被告日本国が右事実を確認して、原告らの名誉回復措置をとらぬため、いまだに隣人、場合によってはその夫からすら、いわれなき誹謗中傷を受け、その名誉を侵害され続けている。

当然右にともない多大の精神的苦痛が生じ続けているのである。

第7 被告の責任

1 民法723条1項にもとづく名誉回復措置

(1) 前述のとおり原告らは上述の損害のうち名誉の回復に関するもののみを求める。そしてこれに関するもので、まず被告国がなすべきは、原告らが今なお苦しんでいる隣人あるいは家族からのべっ視・差別をとり除くために必要な名誉回復措置の実行である。民法723条1項はこれを「名誉を回復するに必要な適当なる処分」と定める。

(2) 原告らはこれとして主位的に別紙謝罪文の交付を、そして予備的に別紙謝罪広告記載の広告を求める。

2 名誉回復措置の実施を今日までなさなかったことによる国家賠償法上の損害賠償請求

(1) 被告国は、原告らの以上の名誉侵害状況を認識しながら、今日までなおその名誉を回復する措置をとらず放置し続けている。再三述べているように原告らは日本軍の行為により甚大な精神的・肉体的損害を受けた。右の救済につき、戦後の社会・政治情勢上、また我が国の法制度上、仮に困難があったとしても、少なくとも名誉回復措置の実行は容易になし得たはずである。

しかるに被告国は右すらなさず、いまだに原告らに損害を生じさ

せ続けているのである。

(2) 右の違法は被告国において弁解する余地のないものであり、国家賠償法上の損害賠償責任がある。

(3) これによる損害として原告らに対し、被告国は、それぞれすくなくとも金300万円を支払うべきである。

第8 結語

以上の次第で本訴の提起に至った。

立 証 方 法

必要に応じ口頭弁論において提出する

付 属 書 類

1 訴訟委任状 8通

当事者目録

海南省陵水県田仔郷母爸村委会乙堆村

原告 黄 有 良

海南省陵水県祖関鎮祖関村委会祖孝村

原告 陳 亜 扁

海南省保亭県南林郷東方村委会万如村

原告 譚 亜 洞

海南省保亭県響水鎮什月村委会什斎村

原告 邓 玉 民

海南省保亭県国营南茂農場 3 区什坡隊

原告 黄 玉 鳳

海南省保亭県南林郷羅葵村委会什号村

原告 林 亜 金

海南省保亭県南林郷東方村委会南通村

原告 譚 玉 蓮

海南省保亭県加茂鎮国营南茂農場 5 区北頼下隊

原告 陳 金 玉

東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

被告 国

上記代表者法務大臣 森 山 真 弓

代理人目録

- 160-0003 東京都新宿区本塩町4丁目4番 祥平館ビル9階
東京中央法律事務所
TEL 03-3353-1911 FAX 03-3353-3420
原告ら代理人 弁護士 尾 山 宏
- 113-0033 東京都文京区本郷2丁目11番6号 谷口ビル5階
文京協同法律事務所
TEL 03-3818-6151 FAX 03-3818-6154
同 弁護士 小野寺 利 孝
- 194-0022 東京都町田市森野1丁目8番3号
朝日リビングビル2-6階 町田法律事務所
TEL 042-728-7521 FAX 042-729-3514
同 弁護士 大 森 典 子
- 104-0061 東京都中央区銀座1丁目4番9号
第一田村ビル7階 中野綜合法律事務所
TEL 03-3567-0383 FAX 03-3567-0925
同 弁護士 中 野 比 登 志
- 171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目17番10号
池袋プラザビル6階 城北法律事務所
TEL 03-3988-4866 FAX 03-3986-9018
同 弁護士 坂 口 禎 彦
- 104-0061 東京都中央区銀座3丁目3番6号
銀座モリタビル4階 児玉法律事務所
TEL 03-3535-2754 FAX 03-3535-2755
同 弁護士 杉 浦 ひ と み

- 160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目5番6号
ダイカンプラザ756館804
TEL 03-3365-0738 FAX 03-3365-0715
同 弁護士 土 生 照 子
- 141-0022 東京都品川区東五反田1丁目13番12号
五反田富士ビル5階 五反田法律事務所
TEL 03-3447-1361 FAX 03-3447-1538
同 弁護士 鳥 海 準
- 103-0004 東京都中央区東日本橋3丁目4番10号
ヨコヤマビル2階 秀英法律事務所
TEL 03-3668-6631 FAX 03-3668-7038
同 弁護士 依 田 公 一
- 100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目6番8号
松井ビル6階 旬報法律事務所
TEL 03-3580-5311 FAX 03-3592-1207
同 弁護士 坪 由 美 子
- 160-0004 東京都新宿区四谷2丁目14番8号
Y P Cビル8階 リベルテ法律事務所
TEL 03-5368-6081 FAX 03-5368-8078
同 弁護士 環 直 彌
- 160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目10番7号
加賀谷ビル3階 みどり共同法律事務所
TEL 03-5925-2831 FAX 03-5330-8886
同 弁護士 高 橋 融
- 102-0081 東京都千代田区四番町8 東郷パークビル4階
青葉総合法律事務所
TEL 03-3222-5361 FAX 03-3222-5363
同 弁護士 渡 邊 春 己

- 160-0004 東京都新宿区四谷4丁目3番地
ケイアイ四谷ビル2階 TOKYO大樹法律事務所
TEL 03-3354-9661 FAX 03-3354-3324
同 弁護士 森 田 太 三
- 101-0032 千代田区岩本町3丁目10番13号 幸ビル2階
いずみ橋法律事務所
TEL 03-5825-1500 FAX 03-5825-1501
同 弁護士 渡 辺 彰 悟
- 160-0005 東京都新宿区愛住町19-16 富士ビル4階
都民中央法律事務所
TEL 03-3355-3341 FAX 03-3355-3356
同 弁護士 南 典 男
- 194-0022 東京都町田市森野1丁目8番3号
朝日リビング2-6階 町田法律事務所
TEL 042-728-7521 FAX 042-729-3514
同 弁護士 高 橋 早 苗
- 160-0005 東京都新宿区愛住町19-16 富士ビル4階
都民中央法律事務所
TEL 03-3355-3341 FAX 03-3355-3356
同 弁護士 笹 本 潤
- 130-0002 東京都墨田区江東橋3丁目13番1号
KS15ビル7階 東京東部法律事務所
TEL 03-3634-5311 FAX 03-3634-5315
同 弁護士 大 江 京 子
- 160-0023 東京都新宿区西新宿1丁目19番6号
山手新宿ビル9階 新宿法律事務所
TEL 03-3343-3984 FAX 03-3343-3987
同 弁護士 川 上 詩 朗

- 107-0052 東京都港区赤坂2丁目2番21号
永田町法曹ビル2階 東京合同法律事務所
TEL 03-3586-3651 FAX 03-3505-3976
同 弁護士 泉 澤 章
- 102-0081 東京都千代田区四番町8 東郷パークビル4階
青葉綜合法律事務所
TEL 03-3222-5361 FAX 03-3222-5363
同 弁護士 山 田 勝 彦
- 160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目10番7号
加賀谷ビル3階 みどり共同法律事務所
TEL 03-5925-2831 FAX 03-5330-8886
同 弁護士 穂 積 剛
- 171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目17番10号
池袋プラザビル6階 城北法律事務所
TEL 03-3988-4866 FAX 03-3986-9018
同 弁護士 大 八 木 葉 子

(別紙)

謝 罪 文

日本国は、旧大日本帝国軍隊が貴殿を拉致監禁し、性的奴隷として非人道的行為を繰り返し、その心身に甚大な被害を与え、かつ、その名誉と尊厳を著しく傷つけたことを、そしてさらに右の損害回復措置をとることを今日まで放置してきたことにより貴殿の精神的苦痛を増大させ続けたことを日本国の名において謝罪いたします。

日本国総理大臣

(別紙)

謝 罪 広 告

日本国は、旧大日本帝国軍隊が黄有良、陳亜扁、譚亜棟、邓玉民、黄玉鳳、林亜金、譚玉蓮、陳金玉を拉致監禁し、同氏らに対し性的奴隷として非人道的行為を繰り返し、その心身に甚大な被害を与え、かつ、その名誉と尊厳を著しく傷つけたことを、そしてさらに右の名誉回復措置をとることを今日まで放置してきたことにより同氏らの精神的苦痛を増大させ続けたことを日本国の名において謝罪いたします。

日本国総理大臣